

事 務 連 絡
令和8年7月7日

令和7年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、板橋区の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和7年度（サービス提供月が令和7年4月から令和8年3月までの分）の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象

令和7年度障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出した全法人（事業所）

- ※ 令和7年度に、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「加算」）の計画書を、東京都宛てに提出した法人(事業所)は、サービス提供が無く受け取った加算額が0円の場合及び廃止・休止した場合でも提出が必要です。
- ※ 本事務連絡は、全事業所宛てに送付しております。法人単位で計画書を提出している場合は、法人本部等へ実績報告提出の御連絡をお願いします。
- ※ 令和7年度に計画書を提出していない法人につきましては、実績報告書の提出は不要です。

2 報告単位

令和7年度の処遇改善計画書を提出した単位となります。

（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

3 提出様式

別添の実績報告書様式をご使用ください。

- ※ 板橋区のホームページ（下記のURL）にも様式を掲載しております。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/jigyosha/1056833.html>

「令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等について（障害児通所支援事業所）」

4 提出方法・提出先

別添の実績報告書様式につきまして、持参、郵送、メールのいずれかで下記までご提出ください。

【提出先】

〒173-8501

東京都板橋区板橋2-66-1

板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係（区役所南館3階24番窓口）

メールアドレス：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp

5 提出期限

令和8年7月31日（金）17時まで（厳守）

6 その他（留意事項等）

- ① 実績報告書が提出されない場合や、加算額以上の賃金改善が行われず、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合がありますのでご注意ください。
- ② 実績報告書を提出後に差し替える場合には、提出書類に【再提出】や【差替え】等の表記を追加していただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

板橋区福祉部障がい政策課認定給付・指導係

（担当）本間・渡辺・吉田

（電話）03-3579-2392